

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第2回 松阪市路上喫煙禁止対策審議会
2. 開 催 日 時	平成26年4月25日（金）午後2時～午後3時50分
3. 開 催 場 所	松阪市産業振興センター 2階人材育成講座室
4. 出席者氏名	(委 員) ◎朴恵淑、○松浦健治郎、岩崎恭彦、横井美登、渡邊幸香、 梅本治、中津正吉、高島信彦、中村哲也（◎会長 ○副会長） (事務局) 環境生活部 川口環境生活部長 環境課 武田課長、中川係長、鈴木主任、植村 都市計画課 今西室長、新田主任
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	なし
7. 担 当	松阪市環境生活部環境・エネルギー政策推進課 TFL 0598-53-4067 FAX 0598-26-4322 e-mail kan.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項、議事録は別紙のとおり。

第2回 松阪市路上喫煙禁止対策審議会

開催日時： 平成26年4月25日（金）午後2時～午後3時50分

開催場所： 松阪市産業振興センター 2階人材育成講座室

出席委員： 9名

朴恵淑会長、松浦健治郎副会長、岩崎恭彦委員、横井美登委員、
渡邊幸香委員、梅本治委員、中津正吉委員、高島信彦委員、
中村哲也委員

欠席委員： 1名

玉川義弘委員

事務局： 7名

環境生活部 川口部長

環境・エネルギー政策推進課 武田課長、中川係長、鈴木主任、植村
都市計画課 今西室長、新田主任

傍聴者： なし

事項

1. 開会
2. 部長あいさつ
3. 議題
 - (1) 路上喫煙禁止区域の指定について
 - (2) その他
4. 閉会

1. 開会

●事務局

本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

4月の組織再編によりまして、これまでの環境部に生活部の一部が加わり、環境生活部となりました。

また、課名も環境課におきまして、エネルギー政策への取り組みを進めていくことから、環境・エネルギー政策推進課へと変更となったところでございます。

それでは只今から「第2回松阪市路上喫煙禁止対策審議会」を開催させていただきます。

本日の審議会ですが、審議会等会議の公開に関する指針及び運用方針により、原則公開の立場を取っており、受付を行っておりますが、傍聴者はありませんでした。

2. あいさつ

●川口部長

前任の磯田環境部長の後任で、この4月1日の定期異動に伴いまして松阪市環境生活部長を拝命いたしました川口でございます。

本日は、大変ご多忙のところ、第2回の松阪市路上喫煙禁止対策審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、平素からは松阪市政、とりわけ環境行政全般に渡りまして、多大なご協力とご支援を賜っていることを、心より厚くお礼申し上げたいと存じます。

先ほど、司会の方から説明がございましたけれども、本年度から組織機構改革によりまして、今までの環境部に生活部が加わり環境生活部となり、環境部につきましては、環境に関する業務と清掃に関する業務を担っており、生活部につきましては、市全体の危機管理が一体となり、危機管理室にて副市長が統括して4月1日から業務が進められています。それ以外の交通安全、防犯、人権、男女共同参画、住民票・戸籍の取扱いをしているのが生活部でございます。市民に直結した業務を取り扱っており、責任の重さを痛感しております。

審議会の開催につきましては、第1回の審議会が去る3月19日に開催をされ、第1回審議会の議事録を拝見させていただきましたが、委員の皆様方からはそれぞれのお立場から様々なご意見をいただき、禁止区域の候補としまして、松阪駅周辺と伊勢中川駅周辺、また、景観重点地区を指定する方が市民には浸透しやすいのではないかと、ご意見を頂戴したところでございます。

本日の審議会におきましても、前回に引き続きまして、このまち「松阪」を清潔で快適かつ安全な生活環境のまちにしていくためにも、また、松阪に訪れやすいまちづくりのためにも、松阪らしい路上喫煙のあり方について、積極的なご意見をいただく中でご審議いただきますようお願いを申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

●事務局

本日の審議会は、定数 10 人中、委員 9 人のご出席をいただいております、半数以上のご出席でありますので、「松阪市路上喫煙禁止対策審議会規則第 6 条第 2 項」の規定によりまして本審議会が成立していることをご報告いたします。

それでは、会議の議長は、審議会規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、会長である朴様をお願いいたします。

朴会長、よろしくお願ひいたします。

3. 議題

●会長

それでは議事進行をさせていただきます。よろしくお願ひいたします

今日一番大事な部分は、路上喫煙禁止区域をどのようにして決定するのかということをお考えなければならぬ。

前回の内容を振り返ってみると、先進的な地域の報告がありましたが、松阪は、松阪らしさというところを活かしたものが一番いいと思います。だからこそ、もう少し他の地域で、松阪市と同じような動きをしている所が、どういった形で路上喫煙禁止区域を指定して、運用しているのか調べてみようと思います。その中から、素晴らしい取り組みが行なわれている地域へ視察に行ってみようと思います。自分達の目で直接確認してみるのも一つの手ではないかと考えております。それから、路上喫煙禁止区域を指定するときに、駅周辺のところから一定の距離、地域というところは避けて通れない地域なので、景観重点地区とどのようにリンクさせるのか、区域指定をするときに考えるべきなのか。それから松阪駅だけではなく、中川駅周辺も景観重点地区の候補に上がっているの、若干距離は離れているが、松阪市全体から見たときに、どこの地域を指定するのがいいのか考えましょう。それから路上喫煙禁止区域を決定するのはいいが、喫煙者がゼロではないということもあるので、そういう部分で、ハード整備をどのようにするのかをお考えなければならぬ。先進地例に学ぶということまでを踏まえると 4 つの課題、論点があるかと思ひます。

資料を元に、時間を有効に使って協議を進めたいと思ひておりますので、どうかご協力をよろしくお願ひいたします。

事務局の方から他市の路上喫煙禁止区域の指定について、説明をお願ひいたします。

●事務局

他市の路上喫煙禁止区域の指定状況について説明をさせていただきますので、資料をご覧ください。

今回 11 の市について調査をさせていただきました、調査にあたっては、近隣の市と人口規模が同程度の市を選ばせていただきました。調査させていただきました内容につきましては、路上喫煙禁止区域に関する条例、条例の施行された日、路上喫煙禁止区域については各市によって呼び名が異なっておりましたので、その呼び名と指定

された日、指定された場所の方を調べさせてもらいました。2 ページ以降に、各市の路上喫煙禁止区域がどのように指定されているかという地図を添付してありますので、参考にしてください。

●会長

この中で、松阪市にとって参考になると思われる市はありましたでしょうか。

●事務局

基本的には駅周辺が多いのですが、彦根市に関しては、駅から彦根城を含む観光地の区域が含まれておりますので、松阪市の参考になるのではないかと思います。

●会長

参考資料としてのものではありませんが、路上喫煙禁止区域を指定する必要がある時には、資料を見ても一つの手という気がします。彦根市に関しては、前回の審議会でも視察に行こうという話が出ていたので、参考にしていきたいと思います。もっと詳細を調べて、松阪市と比較できるところがありましたら、紹介してください。

松阪市の景観への取り組みについて、説明をよろしくお願いします。

●事務局

松阪市の景観への取り組みという事で説明をさせていただきます。

松阪市では平成 16 年度に景観法の公布を行っており、平成 20 年 10 月に松阪市景観計画条例の策定、平成 24 年 4 月に通り本町・魚町一丁目周辺地区、平成 25 年 4 月に市場庄地区、平成 26 年 4 月に松坂城跡周辺地区を景観重点地区に指定しております。

景観計画区域には、一般地区と重点地区があり、松阪市景観計画では、景観計画区域を市内全域としており、重点地区の候補地区を定めております。内 3 地区は地域の住民の皆様の合意の下、重点地区の指定を行っております。重点地区以外を一般地区としております。重点地区及び候補地については、地図に示してある通りです。一般地区は、一定規模以上の建築物等を対象として、基準に沿った景観への配慮と届出が必要な地区となっており、重点地区は外観が変更となる全ての建築物等を対象として、基準に沿った景観への配慮と届出が必要な地区となっています。資料の赤色で書いてある所が重点地区で、青色で書いてある所が候補として指定している箇所です。重点地区としては、通り本町・魚町一丁目周辺地区の約 5 ㍍、市場庄地区の約 9 ㍍あります。松坂城跡周辺地区、ここには地区計画があり、地区計画区域 40.5 ㍍のうち約 19.2 ㍍を重点地区と指定しています。重点地区は、地域で協議・合意された町並みのルールを下に景観形成基準が定められ、町並みを保全し、新しい建築物等においても、その町並みと調和を図ることを

目的としております。

●会長

ありがとうございました。

第2回目の審議会は大変重要となります。第1回目の審議会で出た色々な課題から、今後どのように審議を進めていくのか、第1次的に考えること、第2次的に考えること、そして、それにはどういった課題があるのか、総合的に話ができるよう事務局の考えを教えてください。

●事務局

前回の審議内容を振り返りながら、説明させて頂きたいと思います。

前回の審議会にて、駅周辺と景観重点地区の中で、ある部分を指定していくのがいいのではないかとというご意見があったかと思えます。その中でどのように路上喫煙禁止区域を指定していくのかというのが、これからの課題になると思いますが、事務局としての思いを少し述べさせて頂きます。第1回目の審議会で話があったように、三重県で初の取り組みとなりますので、路上喫煙禁止区域をしっかりと打ち出していきたいというのが、市としての考えです。それについては、景観重点地区がいいのか駅周辺がいいのか、あるいはその両方がいいのか、色々な考え方があるかと思えますが、最近、夕刊三重でも松阪駅周辺に来られる方や駅にある観光バス駐車場の利用台数が増加したとの記事が掲載されていることもあり、松阪駅を中心に考えていきたいと思っております。

その中で、景観重点地区を指定していくにあたっては、委員の皆様のご意見もあり、地域住民の合意というのも必要と思っておりますので、路上喫煙禁止区域の指定については、パブリックコメント等で色々な意見を伺いながら、決めていかないといけないと思っております。松阪市の場合、区域を先に決めるのか、実態を踏まえてから区域の指定を検討していくのか等もあるかと思えますが、この辺りで調査が必要などのご意見がありましたら、職員での実態調査も踏まえて、その結果を示しながら、総合的に、路上喫煙禁止区域の必要性を審議させて頂きたいと思っております。そして、ある程度、内容が整理できてきた段階で、彦根市や長浜市などの先進地において、ハード面のサインや喫煙場所の整備状況を見て頂き、路上喫煙禁止区域の候補を決めて頂きたくと思っております。

●会長

ありがとうございました。

景観計画区域のところで、どの地域を路上喫煙禁止区域に考えればいいのかを審議していきたいと思えます。

前回の審議会と同様、すぐに何かをするということは難しいので、前回の流れを踏まえて、地元の知識や土地感覚があり、経緯も良く分かっている委員の方々から、

色々なご意見をいただきたいと思います。

●委員

昔、商店街の店舗の前に灰皿付きのゴミ箱を置いていたのですが、その周りにゴミやタバコの吸い殻が散乱するというので、全て撤去しました。しかし、その方がかえって、ゴミもタバコの吸い殻も少なくなった。先ほど、喫煙場所を設けるとい話がありましたけれども、喫煙場所を設けずに、ハードルを高くして、一切禁止とした方が、みんなの意識も向上すると思うので、タバコを吸い難い環境を作る方がいいと思います。商店街では、自分の店舗の前に吸い殻が落ちていた場合、拾っておりますので、皆さんが思っているほど吸い殻とかが落ちてない。唯一問題となるのは、タバコを販売しているお店が、店舗の前に灰皿を置いているので、そこでタバコを吸うと路上喫煙になるということです。極端なことを言いますと、商売の邪魔をするような形になるので、その辺の対策をどうするのが問題だと思いません。

●会長

ありがとうございました。

前回同様、色々な意見をいただいて、その中から、共通点や課題を探りたいと思いますので、どんどん意見をいただきたいと思います。

●委員

今、意見を求められているのは、区域のことですか。

●会長

一番大事なものは、区域を考えなければいけないことですが、今回、区域を決められないと思うので、何回か区域に関する話をさせていただいて、ある程度、話が進んできた段階で、区域をどこにするのか絞っていけばいいと思っているので、どのような意見でも結構です。

●委員

前回の審議会において、景観重点地区の通り本町・魚町一丁目周辺地区内でのタバコのぼい捨てはやめてもらいたいことと、もう一点は、毎朝、地区内のタバコを自分達で拾っていて、おもてなしの心で皆さんを迎えている状況を説明させていただきました。前回の審議会の中で、費用対効果の話をされたと思いますが、市全体で考えれば、やはり松阪駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定するのがいいと思います。

前回、条例のことに敏感になっている通り本町・魚町一丁目周辺地区を先に路上喫煙禁止区域として指定し、それから、肝心の駅周辺を区域にしていってはどうかという話をしましたが、費用対効果ということと、それからもう一つ事務局の考え

方を聞いていると、やはり路上喫煙禁止区域は駅周辺の方がいいような気がします。

タバコのポイ捨てというのは美観的に問題があり、タバコを吸う人がいたらポイ捨てはなくならないと思うので、そういった点をどうするのか、この審議会で議論・討論すべきだと思います。この活動自体が重要なので、結論的に言えば、区域はどこでもいいのかなと、自分の中ではそんな感じがしています。

●委員

路上喫煙禁止よりもポイ捨ての問題がある。松阪市みんなでまちをきれいにする条例が4月1日から施行されていますが、その条例を知らしめる方法として、チラシの回覧はしていますが、市内にのぼり旗以外何もありません。そこで、路上喫煙禁止区域の前にポイ捨ての問題を念頭に置いていただきたい。

松阪駅前で周辺の状況を見ておきますと、タバコやゴミのポイ捨てが後を絶たない。私は、10年ほど前から3年前まで、駅前の清掃をずっと一人でやっておりましたが、その行動に賛同いただいて、現在、観光協会やタクシー協会、宗教団体の方が清掃をしていただいております。そのため、以前に比べると駅前は格段にきれいになっております。しかし、まだポイ捨てが目立つ、特に若い人に多く、車内で喫煙をして車外へタバコの吸い殻を捨てていたり、車内での喫煙を嫌がって、車から降りてタバコを吸う人もいますので、ポイ捨てという問題を何とかしてもらいたい。看板等によって知らしめることが必要ではないかと思っております。駅前のポイ捨ての問題を最初に考えていただき、景観重点地区における路上喫煙の問題は、次の段階で規制をしていただきたいと思っております。現在、松坂城跡の下にあるポケットパーク「よいほ小苑」に灰皿が置いてあり、そこで喫煙をしてもらっていますが、今のところあまりトラブルがない。ですから、ポイ捨てに関する啓発方法を考えていかないと、いつまでたってもこの悪癖は治まらないような気がします。

●委員

中川駅の西側と東側に喫煙場所があり、この辺については非常にきれいです。この辺りは7、8年前に開発が行なわれ、駅舎も新しくなり、町自体も、田んぼだったところが新しい町になった。環境的には非常にいい場所なのですが、線路を挟んで両サイドにカラー舗装した歩道があり、そこでのポイ捨てが目立ちます。最近、まちづくり協議会の中で、環境をベースにして、ゴミ拾いをやっており、それを始めてから、近くにある大きなスーパーの方々も、9時頃から率先して周辺の歩道についても清掃して頂くようになりました。やはり、誰かが、活動の模範を示していくことが、大きな成果につながっていくと考えています。路上喫煙禁止区域を指定していただいたならば、地元でも啓発・啓蒙はしていきますが、一般の住民や駅を利用しているの方々については、条例に対しての認識が薄い気がしますので、今一度、啓発のチラシを回してもらおうなどして、条例が制定されたことを、住民に知らせるような啓発をしてもらいたいと思っております。

●副会長

前回までは、景観を守っていく、それから人の多いゾーンを区域の指定候補にしようという話でしたが、今回の話の中では、実際にポイ捨ての多い場所がどこなのかという視点もあるという話なので、それは確かにそうだと思います。資料で他地域の状況を見させていただいて感じるのは、多くは駅周辺が区域に指定されているということ。先ほど、彦根市の事例を紹介いただきましたが、長浜市も彦根市も駅プラス城下町の区域を指定範囲にしているので、同じ城下町という意味では、参考になると思います。前回からの話の中で、松阪駅、中川駅、それから景観重点地区の3地区、それが候補になると話をしていたと思いますが、最終的な落としどころとして思っているのは、松阪駅プラス通り本町・魚町一丁目周辺、それから松坂城跡周辺地区、この二つの景観重点地区と松阪駅をつなぐ区域を、第一の路上喫煙禁止区域に指定するのがいいと思っています。その場合、歩いて行き来できる範囲なので、少し離れた3つの地区をつなげることも可能だと思います。区域ごとに指定するというのもありますが、一つの地図に、3つの地区を落として、区域を決めていく、例えば駅だったら駅前広場、それから駅前の通りが最初の候補になり、景観重点地区の通り本町・魚町一丁目周辺地区であれば、南北の道沿いが中心になるので、その2本の道が候補に上がり、松坂城跡周辺地区であれば、殿町のメインストリートと石垣のある道が候補となり、松坂城跡であれば、城跡全体の区域が入ってくるかと思っています。地区ごとに区域を決めていき、区域を道にするのか、あるいは地区全体にしていくのかという話が出てくると思います。

●委員

路上喫煙禁止区域は一箇所だけではなく、一度にいくつかの区域を指定していくことが可能なのですか。

●会長

やり方によってはどんな方法も可能です。やり易い形で、少しずつ指定していくのも、一気に全部指定していくのも可能です。ただし、説明責任の話が出てくるので、しっかり考えないといけない。

●委員

周知という問題とサインの問題があると思いますが、同時進行で審議していったら、それに対して、サインとかの予算の問題があるので、費用対効果という話が出てきて、区域の指定は一箇所だけじゃないとダメなのだと思います。

●会長

そのようなことはないです。

審議会は非常に重要なので、決めるのであれば、何を決めてもかまいません。それで、決めた後に間違っていた場合は、また審議して、もう一度やり直すことも可能なのです。審議会はどのような形でもできるので、一つずつ決めていくこともでき、一度に全部を決めることもできます。視察が必要かもしれないと思う理由が、松阪市は人口の割に景観計画区域がいっぱいあるので、そういうところを全て路上喫煙禁止区域に指定したときに、どのようなことが起きるのか、地元の実情を把握した上で決定しなければならないと思います。限られた時間の中でどこまでやるか、様々な課題を一つずつ解決して行く方法がいいかもしれません。まず松阪駅周辺と通り本町・魚町一丁目周辺、松坂城跡周辺の地区をまず考えてみようと思います。その時に、どういったものが必要かと言うと、地区のマップが必要です。そして、区域を決めたからには周知・伝達が必要となり、守らないと何のために区域を指定するか分からないので、そのようなことも検討しながら、遅くとも秋ぐらいまでには路上喫煙禁止区域が決まってくれば良いと思っています。

●委員

条例で路上喫煙禁止区域を指定する地域における合意形成の話がありましたが、区域を指定するにあたり、地域住民の何パーセントの合意が必要ということが決まっているのですか。

●会長

法律の視点からはどうですか。

●委員

法律というより、実情を言いますと、県の教育委員会の規定で、松阪工業高校の校内に喫煙場所は設けられず、先生が校内では一切タバコが吸えないので、学校の外に出て、正門のところでタバコを吸っている。そのことを校長先生に話しても依然として直らない。学校の正面は御城番屋敷に通じる道路なので、そこで先生がタバコを吸っていると、美観を損ね、しかも、吸い殻を側溝へ捨てている。

●委員

健康増進法という法律があって、その法律は、国民に対して義務を課すのではなくて、公共施設の設置管理者に対して義務を課している。公共施設の設置管理者に対して、公共の場所で他人に迷惑になるような喫煙行為を助長しないように義務を課しています。その法律ができたことによって、駅のホームの灰皿がなくなった。

●委員

罰則というのはないのですか。

●委員

ないです。

●委員

先ほど、費用対効果というお話がありましたが、例えば、路上喫煙禁止区域を指定するだけであれば費用はかかりませんよね。

●会長

区域を決めるだけであれば費用はかかりません。ただ守ってもらわないと意味がありませんので、周知・啓発をどこまでやるかによります。

●委員

他市の状況を調べてもらったみたいですが、他市はどのような取り組みをしていますか。

啓発活動を具体的にどのようにしているのかとか分かりますか。

●事務局

小牧市と長浜市に関しては詳しい状況を調査しておりますので、説明させていただきます。

小牧市については、環境美化パトロール員が4人おり、ゴミの収集パトロールと兼務で路上喫煙のパトロールもされていて、毎日30分、朝の通勤時間帯に路上喫煙禁止区域のパトロールをしています。

●会長

それはパトロールの権限を付与された方ですか。

●事務局

はい。

2名一組で回っていて、その他に区域内に看板が2つ、歩道の路面に130箇所、路上喫煙禁止の表示をされています。

長浜市については、パトロールはしておりませんが、啓発として区域内に看板を4つと路上喫煙禁止シールを路面に36箇所、そして、喫煙箇所を5ヶ所設けています。

●会長

引き続きご意見をいただきたいと思います。

●委員

住民合意についての話がありましたので、少し考えを述べさせて頂きたいと思えます。法律の考え方としては、何をすべきなのかという考え方ではなく、何をしなければならないのかというところを考えます。条例で言うと、住民合意が仮になくても、条例上は禁止区域を指定してしまっても良いという条例になっています。条例の第6条で市長は指定することができるであって、第7条には、審議会の諮問を経た上でという規定になっているので、この規定からすると諮問さえ経れば、住民説明会や公聴会などを開くことなく、禁止区域を指定してしまっても、法的な問題は生じない状況です。ただ、それでいいかどうか、すべきかどうかというところは、また別の話です。例えば、都市計画法では、区域の指定にあたって、住民の意見を反映させるための手続きを設けなければならないという規定になっているので、そのような場合には、住民の意見を反映させるための手続きをしなければならないのですが、今回の条例の場合には、住民の意見を反映させるための手続きを設けなければならないという規定にはなっていないので、やろうと思えば、住民説明会や公聴会などを開くことなく、禁止区域を指定してしまえることができます。

●委員

罰則的なものはないのですか。

●会長

罰則規定はないのですか。

●委員

はい。

●会長

路上喫煙禁止区域の指定に関する審議はこの審議会に委ねられているので、守るか守らないかは別問題として、区域を決める権限はある。

●委員

個人的には、商店街の方や、あるいは地域住民の意見をきちんと聞いた上で、区域の指定はすべきだと思います。

それとは別に2点、お話をしようと思います。

1点は、先ほど周知のお話がありましたので、それに関連してのことですが、神奈川県横浜市の路上喫煙禁止に関する条例との関連で、最近、裁判例があつて、市と過料処分を受けた住民との間の争いなのですが、条例について十分な周知徹底がされていなかったために、路上禁煙禁止区域ということを知らなかった方が、過料処分を受けてしまいました。しかし、過料処分を受けた方が、路上禁煙禁止区域ということを知らなかったのだから、過料を受けるいわれはないという主張を裁判所

にされ、そこでは市が敗訴し、過料処分を受けた方が勝訴しました。これは何を示唆しているかというと、やはり、条例として取締りをやる上では、きちんと周知徹底をしないとイケない。看板を立てたり、路面シールを張ったり、そういうことを、見える形でやらなければ、裁判で負けることがあり得るということです。駅前に関しては、見える形での周知や広報を徹底するという点について、それ程、異論は出てこないと思いますが、景観重点地区では、人目に付くような形で看板や路面シールを貼るということについて、色々な意見があると思いますので、やはり、地域の人たちの意見をいただきながら検討していく必要があると思います。

2点目は、実際に区域指定を考えていく中で、2段階目の話かもしれないのですが、通りだけなのか、それとも広場を含むのか、場合によっては、建物の中まで考えていくのか、そういったところも早めに整理をした方が議論をし易いような気がします。さしあたっては、通りということになるかもしれませんが、地域の方からすると、ポイ捨てが多いのは広場なのかもしれませんし、そうしたところの取り締まりをして欲しいとの声があるかもしれないので、通りだけなのか、広場も含めていくのか、場合によっては、建物の中まで考えていくのか、そうしたところの審議会の考え方や市としての考え方を早めに示していった方が、議論は進め易いと思います。

●委員

建物の中というのは、自分の家の中も建物の中になるのですか。

●委員

建物の中というのは、公共の場所という規定になっています。

例えば、公民館まで含めるかどうかということは、議論の対象にならないと思います。

●委員

はじめに区域を決めて、それから広報をどのような方法でして、事情聴取会のようなものを住民に対していくというように、順序立てて物事を考えるのは良く分かるのですが、条例で区域を指定する以上、看板や区域をまとめて、考えていかないといけないと思います。

予算はどうなっているのですか。

●事務局

予算については、路面シールの枚数や看板のあり方で変わってきますので、まだ予算はついておりません。色々なご意見がありましたように、看板を景観と合わせた場合に、どのような看板にしていくのかという点もありますし、分からなければいけないというところもありますので、そういう部分では、看板を設置するにあた

り、景観や分かり易さという点で工夫を凝らしていかなければならないと思っております。市長の予算に関する考えでは、必要なものがあれば、投入していくという考えでいると思っております。

梅本委員が言われたように、4月1日から条例が施行されましたが、我々の取り組みが遅いと言われれば、お叱りを受けるのは当然ですけれども、懸垂幕を張ったり、啓発用のティッシュを3月末に駅前配布したりしておりますが、まだその程度のことしかしておりません。啓発用の予算はありますので、今後、公用車にマグネットシートを貼ったり、清掃のパッカー車の前にバスマスクをつけたり、啓発物品やタバコのポイ捨てや犬のフン等のことも言われておりますので、そういったポスターを作成して、色々なところへ掲示しながら啓発をしていきたいと思っております。条例が施行されたことを市民の皆様にご案内いただくことが、最初に必要なことだと思っておりますので、色々な工夫を凝らしながら、一度にはできないので、予算や進捗状況に合わせて、条例の啓発に取り組んでいきたいと思っております。

もう一点、先ほど話のありました松阪駅周辺と通り本町・魚町一丁目周辺、松坂城跡周辺地区をどのようにつなげていくのかということについては、資料では全体像が見えてこないと思っております。そのため、もう少し大きな地図を準備させていただきまので、ワークショップ的な形で、まずは地図上で議論をしていただいた上で、実際に周辺を見ていただくのか検討していただき、色々ご意見をいただきたいと思っております。

●会長

資料のチラシを見て思ったのですが、歩きタバコはダメだけど、立ってタバコを吸うのはいいのですか。

読めば分かるのですが、少し矛盾しているようにも感じます。歩きタバコはダメだけど、立って、止まってタバコを吸うのは大丈夫で、ただ吸い殻をポイ捨てした時に問題が発生するように感じませんか。

●委員

市全域でのマナーの問題として考えるならば、これで大丈夫です。

条例では指定された路上喫煙禁止区域で喫煙することがダメなのです。しかし、マナーとしては、区域だけではなく、市全域で歩きタバコをやめてくださいとか、携帯灰皿を使ってくださいということになると思います。このチラシは、マナーを呼びかけているのです。

●委員

路上喫煙禁止区域を指定するべきなのか、指定しないのか、審議会ではそこから審議するのですか。

●事務局

条例では路上喫煙禁止区域を指定することができるというようになっております。ただ、路上喫煙禁止区域を指定していこうという意味合いの中で条例を施行した経緯がございます。

●委員

大事なところから区域をあげてみて、それから絞り込んでいってはどうですか。漠然と話をしていたら話が進まないなので、いくつか例を挙げて、その中から、絞り込んでいけばいいと思います。

●委員

計画的な話がでてきたので、説明させていただきます。
景観重点地区になって、景観整備計画がありますので、通り本町・魚町一丁目地区周辺には速度規制の看板もなく、道路にも何もありません。それが何を意味するかというと、昔は速度規制の看板はなかったため、美観的なことで、景観整備、まちづくりをしているということをご理解いただきたいのです。

ですので、仮に審議会でポイ捨て等の禁止看板を立てたらどうかということになると、今度は地域住民が反対すると思います。岩崎先生が言われたように、住民の方の合意形成の必要性はそこで出てくるので、事前に事情徴収するべきであり、説明すべきなのかなと思います。

●委員

松坂城跡周辺地区も同じです。

現在、松坂城跡周辺地区にポイ捨て禁止の看板は二つ立っています。一つはポケットパーク「よいほ小苑」の中に立っていて、もう一つは松坂工業高校の前に立ててあります。しかし、ポイ捨てがなくなれば撤去するつもりでおります。

私たちは古い町並みを残そうという気持ちでの景観重点地区ですから、良好な状況で残したい、だから路面にも何も張っていません。

●会長

おおまかなイメージが湧いてきたような気がします。

●委員

順番にと言いながら、松坂城跡周辺地区で絞り込んでもらいたいのは、御城番屋敷の前です。ここでの路上喫煙はやめてもらいたい。

●委員

松坂駅周辺と通り本町・魚町一丁目地区周辺、松坂城跡周辺地区を含む 170 ㍍

ールを一度に路上喫煙禁止区域に指定した方がいいと思います。

●委員

路上喫煙禁止に反対する人はいないと思います。

●委員

説明会というのは、この審議会のメンバーと住民協議会のようなところで、健康被害の側面も考えて、意見交換会をするのですか。

●委員

路上喫煙禁止区域を指定したことに対して、この審議会で責任をもたないといけないのですか。

●委員

諮問機関なので、そうです。

●会長

審議会は諮問機関だから、決めた内容を市長に提出するだけだけど、無責任なことではできないので、できるだけことはやっています。

まず、松阪駅周辺と通り本町・魚町一丁目地区周辺、松坂城跡周辺地区を含む170 ヶタールを一度に路上喫煙禁止区域に指定した方がいいという大胆な案がでましたがどうですか。

●委員

ここからここまでを区域に指定するとなると分かりにくいので、それより全体を指定した方が分かり易い。

●委員

まちづくりを何十年もやっていると、点と点を完成させて、それから点と点とを線で結んで面整備しましょうという考え方が定着しているような感じがしますが、170 ヶタールぐらいでしたら、一つの点と考えられるのではないか。それを面と言ってしまうと難しい。

他にも市場庄や中川駅があるかもしれませんが、看板を立てる際に重複してくるところが出てくるので、予算があるのかどうか心配です。

●副会長

それができればいいと思いますが、計画を考えていく時のやり方としては、先ほどお話があったように、色々な案を同時に考えていき、最初は一つの案だけに絞ら

ないで何案かを考えて、それを比較検討するというのが定石です。そういった意味で、今の松坂城下町と駅を含んだ全体を区域にするというのが一つの考え方です。もう少し限定的にするという考え方もありますので、いくつかの案を並列的に検討していく必要があると思います。その中で、先ほど、実際に現地に行ってみようとか、ワークショップスタイルでやってみようという話がありましたので、そのようなことを含めてやっていくと、活動自体が広報になりますし、皆さまの理解も深まっていくのではないかと思います。

●会長

ありがとうございます。

それでは、皆さんの考え方を整理してみます。

●委員

少しいいですか。

行政がやってはいけないことが二つあります。一つは必要のない規制、もう一つは必要があっても強すぎる規制はしてはならない。強すぎる規制の方から話しますが、例えば、ポイ捨てに100万円の罰金を課すというのは、必要はあると思うのですが、殺人罪と同じくらいの罰則を課すということは強すぎるので、やってはいけないことの一つなのです。このように必要があっても強すぎる規制はダメで、必要のない規制もやってはダメということになっています。確実に危険があるという場合に始めて規制が認められるのです。ですので、人が密集している区域で歩きタバコをする人がいると危ないという点から、必要があるということとは言えますが、果たして170ヘクタール全域を考えたときに、同じように必要があるということが言えるのかどうかということについて、しっかり考えておかないといけないと思います。そうでないと裁判で市が負けますので、必要があるかどうかということを検討する必要があると思います。

●委員

過料をとらなくても裁判は起こせますか。

●委員

条例では指導や改善命令まで出せるので、改善命令に対しては、行政処分なので、それを受けた場合に、取り消しを求める裁判は起こせます。ただ、この条例の運用で改善命令まで行なうかどうかは分かりませんが、改善命令を行うことができるという条例になっていますし、そこまでいけば裁判の対象になります。

●委員

例えば、モラル向上のために区域を指定して、初めの内は啓発・周知だけを行い、

2、3年経ってから、今度はそれに対して勧告を出し、その後、罰金を課すというように段階的にステップを踏むことはできるのですか。

●委員

できると思います。

ただ、それをやるとなると、まずはこういう形でやります。そして、1年後にはこういう形でやります。2年後にはこういうふうにルールが変わりますということ、その都度、周知・広報を徹底させていくことになりますので、莫大な広告費がかかると思います。

●会長

今日これで決めるということではなく、景観重点地区と松阪駅を含む170ヘクタールの区域を一つの候補地として、次回の審議会、何ができるかということを中心に議論していきましょうというぐらいのことであれば、決まっているのではないので大丈夫だと思います。この区域を一つの候補地として、検討しましょうという意見が形成されたと思います。

それと、もう一つ、中川駅周辺はどうするのか考えましょう。

●委員

中川駅周辺は開発が終わり、過去の駅から比べると非常に綺麗になった。住宅が建ち並び、商業地ということで大きなスーパーが二つもでき、環境が変わり、それによって、ゴミもあまり落ちていなくなった。喫煙所が二箇所ありますので、タバコの吸い殻も当然のことながら減りましたが、ポイ捨ては依然としてある。両サイドが歩道ですから、その歩道を歩いている時にポイ捨てがある。しかも、歩道の両サイドには植栽がありますもので、非常にポイ捨てし易い環境なのだと思います。ただ、松阪駅周辺から規制をかけていこうという話があったので、中川駅周辺は、今非常にきれいですから、次のステップでもいいのかなというふうに考えています。

●委員

住民協議会でもっと推進してもらい、とりあえず、中川駅周辺は次のステップでいいということですね。

●委員

路上喫煙禁止区域を指定するとしても、罰金まで取るのか、最初はモラルに訴えていくのかによってだいぶ違ってきますね。

●委員

最初から罰金を取るというところまでは行かないと思います。

だから、いかにして広報やチラシで周知徹底をして、松阪駅周辺の区域が、半ば成功してきた段階で、次のステップを踏んでいけばいいのではないかと思います。

●委員

170ヘクタールを指定するとしたら、その地域の皆さんは一つになっているというか、皆さん顔見知りというか、まちづくり関係で皆さんを知っていますので、区域の指定がし易いと思います。

重点地区ごとに分けて考えて、まずは松阪駅周辺を区域に指定し、その次は松阪駅前と本町地区、それから全体170ヘクタールを指定する3パターンでいってもいい気がします。ただ、3パターンとなるとメリット、デメリットがあると思うので、そこを、この場で検証しながら、同時進行した方がいいのか、周知方法やサインを含めた中で、議論・討論した方がいいのではないかと思います。そして、それができたら、それをベースに中川駅周辺へ区域を拡大した方がいいのではないかと思います。

●会長

分かりました。

それでは、可能性を排除するわけではなく、いつでも禁止区域として指定することが可能であるため、同時進行であれもこれもするのは大変なので、今日のところは、まず松阪駅周辺と通り本町・魚町一丁目地区周辺、松坂城跡周辺地区を重点的に考えるということにして、これから、みんなの知恵を絞ってやっていきましょう。禁止区域の検討対象の意見が集約できたところで、まとめに入りたいと思います。

中川駅周辺を指定する可能性を排除したわけではなく、これからやっていくことにはなるとは思いますが、第3回の審議会に向けて、何をすべきか意見をいただきたいと思います。まずは、事務局の方で候補地全体が載っている地図を準備していただき、その地域の中にはどういった特色があるのかを地図にまとめてください。その地図を見ながら地元の方々の意見をいただき、ある程度のベースマップ的なものを作っていきたいと思います。そして、彦根市等の先進地へ視察に行くのかどうかは別にして、先進地の取り組みについて、詳細を調べていただき、松阪市と照らし合わせた時に何が学べるかということを検証したいと思います。スケジュールから考えると、秋頃までにはある程度のことを決定していかなければならないので、それに向けて審議を進めていきたいと思います。事務局の方で分からないこととかがありましたら、専門的な知識を有している委員が二人と地域のことを誰よりも良くわかっている委員の方々がいるので、問合せをしてもらって、下準備をして頂きたいと思います。

それと、資料にある豪商のまち松阪 活き生きプランの説明がなかったので、説明をお願いします。

●事務局

豪商のまち松阪 活き生きプランの12ページをご覧ください。この中の「住みやすい環境づくり」の中で「環境美化に対する啓発」という具体的な施策をあげていて、啓発を進めていきたいと思っており、松阪市みんなでまちをきれいにする条例に関係してきますので、資料を準備しました。

●委員

松阪活き生きプラン推進委員会の委員長をさせてもらっています。

「豪商のまち松阪 活き生きプラン」は、昔、「町並み再生プラン」という名前で、平成22年からまちづくりに取り組んでいて、松阪産業振興センターで発表会を3年間していた。組織的には行政と民間が共同で、松阪駅前周辺170ヘクタールの中のまちづくりの検討をしてきました。そして、市民が参加しながら成果が得られたので、平成25年から豪商のまち松阪、活き生きプランという形で取り組んできました。このプランの冊子ができたのが平成26年2月です。これから3年間、プランの作成期間を含むと全部で4年間、平成28年までこの活動をしていきます。松阪市の中心市街地のTMO※関係なのですが、歴史や文化を活かしてまちづくりをしていこうといった中での「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」の位置付けが、先ほど、説明がありましたように「環境美化に対する啓発」のところですよ。

プランの中の施策としては、大きく分けて「【歴史】歴史・文化を体感し、次世代に継承する。」、「【住】住み心地のよい豊かな暮らしを实践する。」、「【商】おもてなしで千客万来の商店街にする。」の3項目あり、それぞれのテーマに基づいてまちづくりをしていこうということです。

来年度、松阪活き生きプラン推進委員会の方で、市民参加によるワークショップを開く予定なのですが、その中で、路上喫煙禁止対策審議会の代表の方に条例のPRを依頼させて頂くことがあるかもしれませんので、その節は、よろしく願います。

※TMO：商業地の活性化（タウンマネージメント）を行う機関の略称

●会長

プランの中で、基本的なところはかなり完成している。プランの中の地図を見ると、中心市街地活性化のゾーニングがされており、その中には松阪駅前周辺や通り本町・魚町一丁目周辺地区、松坂城跡周辺地区が含まれている。松阪市みんなでまちをきれいにする条例とタイアップすることができる。

このプランをもっと早く説明していただきたかった。

ここまで、動いている組織があるということであれば、思ったより早く話が進むと思います。

●委員

プランの中でまちづくりに取り組んでいるので、禁止区域に 170 ヘクタールを指定してはどうかという提案をさせていただきました。

プランの推進委員には審議会の中村委員も入っていて、私は、松阪まちなか街づくりネットワーク（通称：MMM）という民間団体で、中心市街地の活性化を目指して街づくりをしており、その委員長もしています。MMMでは、中心市街地の空き店舗の活性化や夏には「鈴の音市」という祭りを行なっています。

●会長

松阪駅から審議会の会場へ来るまでに、松阪市は人が動いていると感じると話をしていましたが、皆さんの緻密な努力があったからこそ活性化できているのですね。

禁止区域をいい形で決定し、インターナショナルになるため、必要最小限程度のマナーを守るようにしていきましょう。これこそが松阪モデルかもしれません。

●委員

この審議会で協議して頂いた環境美化の啓発に関する内容を、松阪活き生きプラン推進委員会のメンバーに通知・告知していきたいと考えていて、そのためにこの審議会へ参画させてもらっています。

●会長

次回、このプランを活かしてどのように禁止区域へ反映させていくのか検討して地図を作成し、市としての考えを提案して頂きたい。

次回の審議会では、他市の取り組みのどういったところを確認しないといけないか協議し、先進地視察を検討していきたいと思います。

市としては、いつまでに禁止区域を決定していきたいと考えていますか。

●事務局

路上喫煙の禁止区域の決定につきましては、数回の審議会を経まして、8月下旬から9月ぐらいには決定をしていきたいと考えております。

●会長

その時期がいいのは、予算の関係があるからですか。

●事務局

はい。

●会長

9月頃を目途にして、禁止区域と看板等のハード面の検討をしていきたいと思い

ます。

大まかな日程が分かりましたので、それに向けて、何か準備するものやすることがあれば、提案をお願いします。

●委員

一つだけよろしいですか。

個人的なお願いで申し訳ないのですが、配布されている資料は平面図だけなので、施行された後に検証されたことがあれば、詳細や結果を教えてください。

●会長

これまでのプロセスでどのようなことが検討されているのか、また、資料をもっと細かい部分まで調べていただいて、松阪市の参考となる情報がありましたらお願いします。

●委員

住民合意の手続きの話がありまして、地域の人たちへの説明会をどのようなスケジュールでやっていくのか、大まかなイメージでいいので見せていただくと、議論を進め易いと思いますので、それをお願いしたい。また、意見を聴く上では、地域の皆さんの意見を広く聞くということも重要だと思いますが、利害関係を持っている人の意見をきちんと聴くことも重要だと思います。タバコの問題に関して言えば、最近の風潮として、吸っている人が意見を言いにくい風潮がすごくありますので、例えば、全員参加の公聴会等の場で、吸っている人が反対と声をあげられるかということ、おそらくそうではないと思いますので、そうした人が意見を言い易い工夫が、この問題に関しては必要だと思います。その辺りの検討をしていただきたい。

●副会長

8月下旬から9月までに決定するというお話ですが、それまでに、この審議会が何回くらい開催されますか。

●会長

ほぼ毎月一回開催することになると思います。

●事務局

8月下旬から9月までに決定するというのは、審議会で禁止区域の案を持つということで考えています。やはり、最終決定するには住民の合意が要りますし、喫煙者の意見を聞くということであれば、禁止区域を決定する前に、シンポジウムや意見聴取会といったものを開催して、皆さんに周知する必要があるように感じていますので、8月下旬に拘るわけではございません。次回の審議会では、大きな地図と

エリアをイメージできるような資料を準備させていただきますので、議論を重ねていただき、禁止区域の候補を、ある程度の形で、8月、9月頃に決めていただければと思います。その後、住民の皆さまの意見、利害関係者の意見を聞かせていただき、昨年8月に市民意見聴取会を開催した際、喫煙者の方から禁止区域が長いルートだと困るとか、ある程度の距離で喫煙場所がほしいといったご意見がありましたので、松阪市はタバコを吸えない町だというイメージになってしまうと、吸う方からみれば、行きにくい町になってしまうので、その辺のところは、広く意見を聞く場を設ける必要があると感じました。

●副会長

スケジュールのことを聞いたのは、先ほど、落としどころとして、この松坂城下街プラス駅ゾーンがいいという話をしたのですが、スケジュールが許すのであれば、中川駅周辺や市場庄周辺の景観重点地区を一応の候補としてあげておいてもいいような気がしています。しかし、最終的には、城下町区域にはなると考えています。その場合、次回、用意して頂きたいと思っているのは、どの辺りの交通量が多いのかという資料を地図と一緒に用意して頂きたい。また、禁煙区域を作ったときに、喫煙できる場所がどれくらいあるのかというマップがほしい。後、170ヘクタールの全区域を禁止区域に指定するという一番広い案、それから一番狭い案というのが、それぞれの重点地区の通りとか、かなり限定して指定するという案があって、駅前ゾーンと重点地区をつないでいくという考え方もある。その案のパターンがいくつかあると思うので、そういう案をある程度、事務局の方で示していただけると意見が出やすいという気がしています。

●会長

松阪駅周辺の170ヘクタールの部分と、中川駅周辺も一つの候補地として、これまでも話がされていたので、松阪駅周辺の資料の作成に力を入れていただいて、余力があれば中川駅周辺の資料も作成して、次回の審議会の際に用意してください。

審議会にはキーパーソンの皆さん集まっているので、この方々とタッグを組んで一緒にやっていけば、色々な形で地域住民の協力を得ながら、周知・伝達を行い、何も分からないまま、市外から松阪市へ来ている人たちに対して、どのように禁止区域を伝えていくのか、大きな問題なくいい方法が見つかりそうな気がします。

路上喫煙禁止区域の関係で、著しい何かの成果を得ているところや上手くいっているところがあれば、一つの道しるべとして、参考になるかもしれませんので、調べていただいて、資料を準備してください。

●委員

準備するものが多いけど大丈夫ですか。

●事務局

大丈夫です。次回までに用意させていただきます。

●会長

忙しくなるとは思いますが、色々な情報を収集しながらやっていただいて、困ったときには、審議会のキーパーソンとコミュニケーションを取ることが一番早いと思いますし、専門家も二人いるので、困った時は相談してください。また、市長やその他の人に会う必要があるときは、行きますので言ってください。

今日、大事なものは、指定に向けた、色々なことが考えられたことだと思います。

その後も踏まえて、意見や次回までに必ずやってもらいたいことがあればお願いします。

●委員

一にも二にも条例の啓蒙・啓発です。それをしてもらわないと始まらない。

●委員

市役所のロビーの受付へ、条例のチラシをもらいに行った時に、受付の人が条例のチラシの存在を知らなかったのので、外部へ情報発信する前に、もう少し庁内での啓発をしてもらいたい。

●会長

臨時職の方もいて、あまり分からないかもしれませんが、市役所にポスターとかは張ってないのですか。

●事務局

ポスターも懸垂幕も張ってあります。

啓発については4月以降、色々な手続きをして、今からやっていこうということで動き始めているところなので、色々なご指摘をいただいた部分を真摯に受け止めます。啓発に取り組んでまいりますので、ご協力よろしくお願いします。

●会長

三重県内で初めてのことから、大変だとは思いますが、一般市民から見ると、市役所の方は分かっていると思うので、よろしくお願いします。

皆さんの方から他に何かありますか。

その他を含めて事務局の方から何かありますか。

●事務局

特にありません。

●会長

長時間にわたり熱心な議論をしていただき、ありがとうございました。

地域感が少ない私にとって、皆さんの色々な意見は参考になります。思ったよりいい形で、審議が進み、2回目の審議会にしては、かなりの意見が出ましたので、方向性が見えてきました。ありがとうございました。

これをもって、第2回松阪市路上喫煙禁止対策審議会を終わらせていただきます。ありがとうございました。